

「龍ヶ崎市耐震改修促進計画」の計画期間の延長及び一部変更について

龍ヶ崎市都市整備部都市計画課

令和3年3月

## 1. 龍ヶ崎市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

龍ヶ崎市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく『龍ヶ崎市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

現在、国において建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための「基本方針」の見直しが検討されており、茨城県においても「茨城県耐震改修促進計画」の計画期間が1年延長されていることから、現行の「龍ヶ崎市耐震改修促進計画（平成21年2月策定）」において令和2年度までとしている計画期間を1年延長し、令和3年度までとします。

次期「龍ヶ崎市耐震改修促進計画」の策定については、国が定める「基本方針」や「茨城県耐震改修促進計画」の見直し内容を踏まえ、令和3年度以降に策定予定です。

### <計画期間の延長>

現 計 画 期 間：平成20年度～令和2年度

変更後計画期間：平成20年度～令和3年度

## 2. 龍ヶ崎市耐震改修促進計画の一部変更について

「第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」, 「1 概要」, 「■ 具体的な支援策」に、次の文言を加えます。

「○危険ブロック塀等の撤去に対する支援を行います。」

また、「3 具体的な支援策」に次の施策を追加します。

### 「(3) 倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去への助成

地震時には、建築基準法等に適合しない危険なブロック塀等の倒壊によって、道路の通行が困難になり、避難や救護活動の遅れ、倒壊したブロック塀等の下敷きになることによる人的被害が発生することがあります。

したがって、特に安全性の確保を図る必要性のある避難路（市内の小学校若しくは中学校の通学路、龍ヶ崎市地域防災計画で定める避難路若しくは緊急輸送道路）に面し、又は近接する危険ブロック塀等の撤去工事の実施について支援してまいります。」

※避難路は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業の1. 第13号における「避難路」として位置付ける。